

令和7年度
鹿沼市
家庭用低炭素化設備導入報奨金

申請の手引



鹿沼市では、温室効果ガスの排出削減や地球温暖化対策等のため、住宅用の低炭素化設備導入を支援しています。

受付窓口・問い合わせ先

環境課環境政策係 環境クリーンセンター管理棟 2階

〒322-0045 鹿沼市上殿町 695-7

電話 0289-64-3194

FAX 0289-65-5766

1 目的及び事業概要

鹿沼市では、家庭で用いる環境負荷の少ない低炭素化設備の導入を支援するため、報奨金を商品券で支給しています。報奨金の対象となる低炭素化設備、金額等の制度内容については、変更される可能性もあるため、必ず事前に確認していただき、低炭素化設備の設置後は、速やかな報奨金の申請をお願いします。

(1) 対象となる低炭素化設備について

鹿沼市内の住宅等に、新たに設置する設備が報奨金の対象となります。

(2) 低炭素化設備の要件について

ア LED照明器具

- (ア) 建築後1年を経過した住宅等に設置したものであること。
- (イ) 屋内に固定して使用するものであること。(コンセント式など容易に異動することができるもの及び屋外用は除く。)
- (ウ) 蛍光灯などのLED照明器具以外の照明器具から、買換えを行ったものであること。

イ 太陽光発電設備

- (ア) 建築後1年を経過した住宅等に設置したものであること。
- (イ) 太陽電池モジュールの出力の合計値又はインバータ(パワーコンディショナ)の出力値が3kwから10kw未満であること。

ウ おひさまエコキュート

- (ア) 建築後1年を経過した住宅等に設置したものであること。
- (イ) 住宅等に設置されている太陽光発電設備が発電した電力を利用して、昼間にお湯の沸き上げを行うものであること。
- (ウ) 各メーカーにおいて、「おひさまエコキュート」として販売されているものであること。

※販売店で購入される際は、「おひさまエコキュート」であることを必ず確認してください。

エ リチウムイオン蓄電池

- (ア) 建築後1年を経過した住宅等に設置したものであること。
- (イ) 住宅等に設置されている太陽光発電設備が発電した電力を充電可能な状態で設置されていること。
- (ウ) リチウムイオン蓄電池の設置に要した費用が50万円以上であること。

オ 電気自動車及びPHEV車

- (ア) (一社)次世代自動車振興センターが交付する補助金の対象車種であること。
- (イ) 自家用車であり、事業用途で使用しないものであること。
- (ウ) 使用者が家族に限定されており、カーシェアリング等の対象でないこと。
- (エ) 購入(分割払い等を含む。)されたもの。残価設定型クレジット及びリースモデル契約の場合は、法定耐用年数期間満了まで継続使用することができれば対象とします。

(3) 低炭素化設備の設置時期について

次の設置時期に設置された低炭素化設備が報奨金の対象になります。

低炭素化設備の種類	設置（購入）時期
太陽光発電設備、リチウムイオン蓄電池、電気自動車及びPHEV車	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
LED照明器具、おひさまエコキュート	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

□

(4) 報奨金の額について

報奨金の額は、次の表のとおりです。なお、報奨金は、商品券で支給されます。

低炭素化設備の種類	報奨金額
LED照明器具	購入費用の2分の1（上限5千円） ※500円単位で支給
太陽光発電設備	一律 30,000円
おひさまエコキュート	一律 30,000円
リチウムイオン蓄電池	一律 40,000円
電気自動車及びPHEV車	一律 80,000円

(5) 報奨金の申請について

ア 報奨金の申請時期

報奨金の申請は、低炭素化設備の設置又は納車及び※代金支払の完了後に行います。
※電気自動車については、分割払の契約締結後で構いません。

イ 報奨金の複数申請について

複数の低炭素化設備について、まとめて1回で申請することができます。ただし、次の場合は、申請することはできません。

既に報奨金の支給を受けた低炭素化設備について、再度申請する場合

- × 過去に太陽光発電設備について報奨金の支給を受け、今回、増設した太陽光発電設備について報奨金の申請をする場合（同一カテゴリーのため不可）
- 過去に太陽光発電設備について報奨金の支給を受け、今回、新設したリチウムイオン蓄電池について報奨金の申請をする場合（別カテゴリーのため可）

(6) 申請者の要件について

【LED照明器具、太陽光発電設備、おひさまエコキュート、リチウムイオン蓄電池】

申請時点で、次の全ての要件を満たす場合に報奨金の支給を受けることができます。

- ア 市内の住宅に、新品未使用の低炭素化設備を購入し、設置していること。
- イ 低炭素化設備を設置した住宅に住所を有し、居住していること。
- ウ 低炭素化設備を設置した住宅が店舗等との併用住宅又は集合住宅の場合は、自ら居住する部分のみで使用していること。
- エ 市税及び国民健康保険税（以下「市税等」という。）の滞納がないこと。

【電気自動車及びPHEV車】

申請時点で、次の全ての要件を満たす場合に報奨金の支給を受けることができます。

- ア 自動車検査証上の所有者もしくは使用者であること。所有権留保付きローン購入の場合は、所有者が自動車販売会社、ローン会社等でも可とします。また、残価設定型クレジットまたはリースモデルにより導入し、車両の所有者が異なる場合には、法定耐用年数期間満了まで使用することが確認できれば補助の対象とします。
- イ 市税及び国民健康保険税（以下「市税等」という。）の滞納がないこと。
- ウ 低炭素化設備を設置した住宅が店舗等との併用住宅又は集合住宅の場合は、自ら居住する部分のみで使用していること。

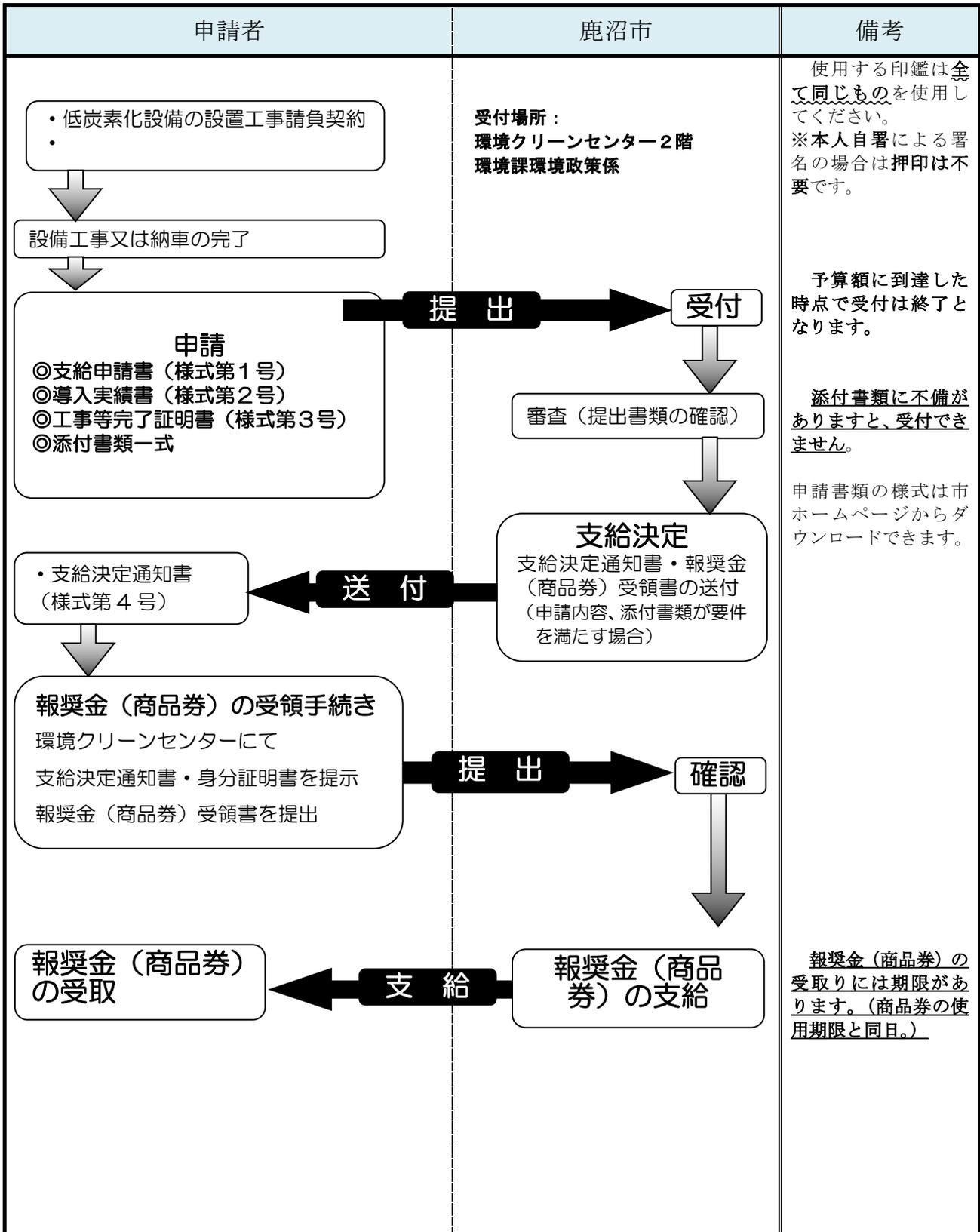
(7) 住宅の建築年数について

電気自動車及びPHEV車以外については、建築後1年を経過した住宅に設置した場合のみ報奨金の対象となります。1年経過は、住宅への設置時期であり、申請年月日でない点に注意してください。

なお、建築年月日が不明な場合は、次のいずれかの書類に記載された年月日を建築年月日としてください。

- ア 契約書等（受渡し年月日）
- イ 不動産登記簿（新築年月日）
- ウ 建築確認済証（検査年月日）
- エ その他住宅の建築又は受渡しに関する年月日が把握できる資料

2 申請の流れ



(1) 支給申請

低炭素化設備設置の事業完了後、次の支給申請書類を受付窓口へ提出してください。

申請時には、次の書類を提出してください。(※郵送も可)

ア 鹿沼市家庭用低炭素化促進設備導入報奨金支給申請書 (様式第1号)

申請手続を事業者委任する場合は、「報奨金申請代理人」欄に記名及び押印が必要です。

イ 家庭用低炭素化促進設備導入実績書 (様式第2号)

ウ 工事請負契約書又は住宅購入に係る売買契約書等の写し

(ア) 契約書や請書、注文書等の設備の購入や設置の依頼をしたときに交わしたもの

(イ) 申請者及び事業者の押印があるもの

エ 費用内訳書 (設備の設置に要する費用内訳がわかるもの)

オ 領収書の写し

カ 住宅等の全景及び設置状況がわかるカラー写真 (次の(ア)、(イ)のどちらも必須)

(ア) 低炭素設備を設置した住宅等の全景写真

倉庫の屋根などに設置した場合は、電力等を使用する住宅の全体写真。電気自動車の場合は、省略できます。

(イ) 設備の設置状況がわかる写真

低炭素化設備	必要な写真
LED照明器具	交換前後の写真
太陽光発電	太陽電池モジュールの設置が確認できるもの
おひさまエコキュート	<u>おひさまエコキュート及び太陽電池モジュールの設置が確認できるもの</u>
リチウムイオン蓄電池	蓄電ユニット及び <u>太陽電池モジュールの設置が確認できるもの</u>
電気自動車及びPHEV車	自宅等の駐車場に駐車していることが確認できるもの

キ 工事完了証明書 (様式第3号)

(イ)の実績書記載に記載した低炭素化設備の工事完了日を証明するものです。設備を設置した事業者が作成してください。なお、電気自動車については、自動車検査証の写しの提出に替えることができます。

ク 電気自動車及びPHEV車の場合は、自動車検査証の写し

ケ LED照明器具の場合は設置前照明がLEDでないと証明できるもの。

(保証書、型番が分かる写真等)

(2) 支給決定

市は、支給申請書類の受付後、その内容を審査します。審査の結果、支給を決定したときは、報奨金支給決定通知書（様式第4号）を送付します。

支給決定により支給される商品券は、申請者の居住地区により決定します。

○旧鹿沼地区に居住する方

⇒鹿沼商工会議所の発行する鹿沼市共通商品券

○旧栗野地区に居住する方

⇒栗野商工会の発行する栗野商品券

(3) 報奨金（商品券）の受取り

報奨金支給決定通知書が届いたら、鹿沼市環境課窓口（環境クリーンセンター管理棟内）で、商品券を受け取ってください。その際、次のものをお持ちください。

ア 送付された支給決定通知書（コピー不可）

イ 身分証明書（自動車運転免許証、マイナンバーカード等）

ウ 報奨金（商品券）受領書（支給決定通知書の下部）

※報奨金（商品券）の受取りには期限があります。期限が過ぎた場合は、報奨金を支給できませんので、必ず、期限内に受け取ってください。

【商品券受取りの流れ】

① 窓口で報奨金支給決定通知書（コピー不可）及び身分証明書を提示してください。

② 必要事項を記入した報奨金（商品券）受領書を提出してください。

③ 市職員が内容を確認後、商品券を支給します。

※商品券の受取りを受給者以外の方が行う場合、委任状（報奨金（商品券）受領書の下部）を、受給者が記入してください。委任状の記入がない場合、受給者以外の方が商品券を受け取ることはできません。

3 その他注意すべき事項

(1) 報奨金の申請手続等の代行について

報奨金申請代理人として、申請の手続を販売事業者等が代行する場合がありますが、申請者は、申請手続等を代行者に任せきりにせず、報奨金の提出書類の写しを取るなどその内容を把握しておくようにしましょう。

また、代行者は提出書類の写しを取り、ご自身で控えておくことはもちろん、申請者へ控えを渡すようにお願いします。

なお、報奨金の申請手続を事業者が行う場合は、報奨金支給申請書（様式第1号）の「4 事業者による代理申請の場合」に記名及び押印が必要となります。

(2) 事前確認について

支給申請書等を作成する場合は、必ずこの手引書及び別紙記入例を参照してください。

また、支給申請書等を提出する際は、事前に必ずチェックシートで確認してください。（チェックシートは、提出する必要はありません。）

(3) 制度の見直しについて

報奨金の対象となる設備や金額等、制度内容については、継続的に見直しを図っています。

年度によって内容が変更になる可能性もありますので、必ず事前に確認していただき、設備の設置後は速やかな報奨金の申請をお願いいたします。